

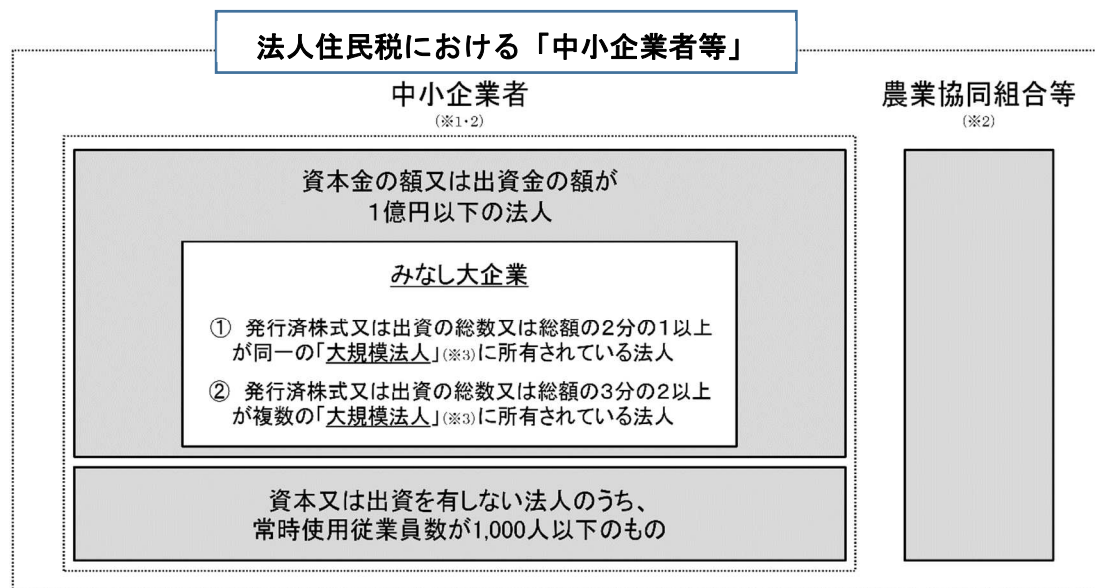
中小企業等の範囲について

適用法令	名称	区分	製造業・その他	卸売業	小売業	サービス業
中小企業基本法	中小企業者	資本金（出資金）	3億円以下	1億円以下	5000万円以下	5000万円以下
		従業者数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下
	小規模企業者	従業者数	20人以下	5人以下		
法人税法	中小法人 (軽減税率対象)	資本金（出資金）	1億円以下			
地方税法 (法人事業税)	所得金額課税法人 (外形標準課税の対象外)	資本金（出資金）	1億円以下			
地方税法 (法人住民税)	中小企業者等 (法人税の税額控除を適用)	資本金（出資金）	1億円以下（※） (詳細は「法人住民税における中小企業者等」を参照)			

注) 中小企業基本法の「中小企業者」は、資本金（出資金）又は従業者数のいずれか一方の要件を満たせばよい。

(※) 法人住民税における中小企業者等

法人住民税法人税割では、原則として法人税における税額控除（租税特別措置）の影響を遮断しているが、「中小企業者等」に限り、遮断を解除（税額控除を適用）。



※1 課税所得（過去3年間平均）が15億円以下であるもの。

※2 青色申告書を提出しているもの。

※3 「大規模法人」とは、以下のいずれかに該当する法人。

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人
- ・ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用従業員数が1,000人超の法人
- ・ 大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社のうち常時使用従業員数が1,000人超の法人、受託法人）の100%子法人
- ・ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている普通法人

免税点について

○ 免税点制度とは

税込と徴税経費を考慮し、一定の価額又は数量以下のものについては課税しないこととする制度

○ 地方税において免税点制度を採用している税目

税 目	課税されない金額	
不動産取得税	土 地	10万円未満
	家 屋	新築の場合 23万円未満 新築以外の場合 12万円未満
固定資産税	土 地	30万円未満
	家 屋	20万円未満
	償却資産	150万円未満
自動車税環境性能割	自動車の取得価額50万円以下	
軽自動車税環境性能割	軽自動車の取得価額50万円以下	

○ 国税において免税点制度を採用している税目

税 目	課税されない金額	
消費税	個 人	前々年の課税売上高が1,000万円以下の事業者
	法 人	前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下の事業者

○ 法定外税における免税点の例

税 目	課税されない金額
宿泊税（大阪府）	宿泊料金が1人1泊7,000円未満の宿泊
産業廃棄物税（三重県）	課税期間中の中間処理施設又は最終処分場への搬入重量の合計が1,000トン未満
核燃料等取扱税（茨城県）	保管するプルトニウムの重量1キログラム未満（プルトニウムの保管に対する課税）

案Aの免税点の検討における留意事項

- 「一定の採水量以下を課税しない」制度を検討し、「一定の採水量」の基準については、事業者の採水実態を踏まえ、事業者の規模等を勘案し、公平性に配慮した上で、設定する必要がある。
- 吐出口断面積と実際の採水量に明確な比例関係を示す根拠データがないため、吐出口断面積を採水量の代替として免税点を設定することは困難か。
- 採水量により免税点を設定する場合、現在、量水器の設置義務がない吐出口断面積50cm²以下の揚水設備（井戸）についても、量水器による採水量の把握が必須となる。

案Bの免税点の検討における留意事項

- 「一定の移出量以下を課税しない」制度を検討し、「一定の移出量」の基準については、事業者の移出実態を踏まえ、事業者の規模等を勘案し、公平性に配慮した上で、設定する必要がある。
- 各事業者の移出量は、既存の統計データでは十分に把握できないため、実態把握する方法を検討する必要がある。

税率について

租税は、基本的には個人や企業の経済活動の中から分担していくものであることから、税制が経済社会に対して何らかの影響を与えることは避けられないが、新税の税率設定にあたっては、できるだけ事業者の経済活動における選択を歪めることがないように留意するとともに、事業者負担が著しく過重とならないようにする必要がある。

案Aの税率設定における留意点

- 税率設定にあたっては、地下水の採水行為から上水道の利用へ切り替える可能性を考慮し、水道料金の水準に留意する必要がある。

<参考：上水道の従量料金の1m³あたり最大単価>

(単位：円)

区分	計算方法	1m ³ あたり最大単価	
		最高区分	1m ³ 単価
甲府市	基本料金（口径別）＋水量料金	121m ³ 超	238.7
富士吉田市	基本料金（口径別）＋水量料金	1,001m ³ 超	108
北杜市（白州・武川地区）	基本料金（口径別）＋従量料金	81m ³ 超	110
富士河口湖町	基本料金（口径別）＋超過料金	1,001m ³ 超	90

※1m³=1kℓ換算

※「基本料金（口径別）」は、水道メーターの口径によって基本料金を段階的に定めているもの。

※市町村によって「水量」、「従量」、「超過」と表現は異なるが、制度内容は類似。

※1m³あたり最大単価では基本料金並びに最高区分に至るまでの水量料金は考慮していない。

案Bの税率設定における留意点

- 税率設定にあたっては、地下水を含む製品等の移出に対する課税であることから、製品の小売価格に対する割合に留意する必要がある。
- ちなみに、過去（H17）に検討した案における税率は「1ℓあたり0.5円」であったが、この税率を令和2年小売物価統計におけるミネラルウォーターの小売価格（2ℓ入りペットボトル）106円（平均）と比較した場合、小売価格の1%程度の水準となっている。

<参考：ミネラルウォーターの小売価格>

(単位：円)

品目	小売価格			
	最大	最小	平均	平均値1ℓ換算
ミネラルウォーター（2ℓ入りペットボトル）	128	92	106	53

※R2小売物価統計調査（県庁所在地及び人口15万人以上の市）

＜参考＞過去の総務大臣同意における「住民の負担が著しく過重となること」に関する判断例

総務大臣は、次に掲げる事由のいずれかが該当すると認める場合を除き、これに同意しなければならない。（地方税法第261条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済政策に照らして適当でないこと

課税団体	税の名称	「住民の負担が著しく過重となること」に関する判断例
東京都	宿泊税 (平成13年度同意)	・ 宿泊行為1回につき 100 円若しくは 200 円の税負担は宿泊料金の1%程度以下であり、負担が著しく過重とは言えない。
大阪府	宿泊税 (平成 28 年度同意)	・ 宿泊行為1回につき 100 円、200 円又は 300 円は宿泊料金の1%程度であり、負担が著しく過重とは言えない。
倶知安町 (北海道)	宿泊税 (平成 31 年度同意)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の負担という観点からは、宿泊行為に課される消費税の税率は 10%(平成 31 年 10 月 1 日以後)であり、倶知安町宿泊税の税率 2%と併せると納税義務者の税負担額は宿泊料金の 12%となる。 ・ 宿泊行為は、消費税引上げ後における低所得者に配慮した軽減税率対象項目ではない中、倶知安町宿泊税により追加的負担となる 2%という税率は、1人1泊当たりで見た場合、オフシーズンで8割を占める1万円未満の宿泊料金だと 200 円未満の金額、ハイシーズンで8割を占める3万円未満の宿泊料金だと 600 円未満という金額であり、著しく過重とまでは言えないと考えられる。また、より高額な宿泊料金に対してもその担税力に応じて課されるものであることから、著しく過重な負担とまでは言えないと考えられる。 ・ さらに、12%という税率を見ても、海外においては、宿泊行為に課される税率が、多くの国で 10%を超える税率での課税が行われており、高いところでは 20%を超えている例もあることを踏まえると、著しく過重とまでは言えないと考えられる。

課税団体	税の名称	「住民の負担が著しく過重となること」に関する判断例												
山北町 (神奈川県)	砂利採取税 (平成 28 年度同意 (更新))	<ul style="list-style-type: none"> 山北町砂利採取税の税率は、1 m³当たり 10 円(岩石)又は 15 円(砂利)である。また、納税義務者たる砂利採取業者の税負担割合(砂利の販売価格に対する砂利採取税の割合)は、平成 28 年度現在、以下のとおり(山北町試算)であり、砂利採取業者にとって過重な負担とは言えないと考えられる。(平成 23 年度の前回更新時における税負担割合は岩石及び砂利ともに 0.41%) <table border="1" data-bbox="763 461 1933 635"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>税率(A)</th> <th>販売価格(B)</th> <th>負担割合(A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩石(山砂利)</td> <td>10 円/m³</td> <td>2,461 円/m³</td> <td>0.41%</td> </tr> <tr> <td>砂利(川砂利)</td> <td>15 円/m³</td> <td>3,695 円/m³</td> <td>0.41%</td> </tr> </tbody> </table>	種別	税率(A)	販売価格(B)	負担割合(A/B)	岩石(山砂利)	10 円/m ³	2,461 円/m ³	0.41%	砂利(川砂利)	15 円/m ³	3,695 円/m ³	0.41%
種別	税率(A)	販売価格(B)	負担割合(A/B)											
岩石(山砂利)	10 円/m ³	2,461 円/m ³	0.41%											
砂利(川砂利)	15 円/m ³	3,695 円/m ³	0.41%											
熱海市 (静岡県)	別荘等所有税 (令和 2 年度同意 (更新))	<ul style="list-style-type: none"> 税負担の程度については以下のとおりであり、この負担額は別荘等を所有する負担としては、著しく過重なものとは認められない。 1 件当たりの年間課税額 89.61 m²(平均課税面積)×650 円/m²＝約 58,000 円 												
宮城県	核燃料税 (令和元年度同意 (変更))	<ul style="list-style-type: none"> 特定納税義務者である東北電力(株)は、平成 30 年度の年間売上が2兆255億円、経常利益が468億円の企業である一方、本税による負担は約 5.8 億円/年(課税期間5か年)である。さらに、本税による税負担は電気料金等に転嫁することも可能であるため、それらを踏まえると、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。なお、本税が電気料金に転嫁された場合、標準家庭1世帯でみると、1月あたり平均で2.73 円程度の負担である。 したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないものと考えられる。 												
宮城県	産業廃棄物税 (平成 26 年度同意 (更新))	<ul style="list-style-type: none"> その税率は、他府県の産業廃棄物関連の法定外目的税と同様、1トン当たり 1,000 円であり、加えて、宮城県内において 10 年間同じ税率で課税が行われてきたことなどから、住民の負担が著しく過重となるとは認められない。 このことから、産業廃棄物税は、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には、該当しないものと考えられる。 												

罰則等について

○ 地方税法における法定外普通税の罰則等の規定は次のとおり。

条項	規定内容	適用関係
検査拒否等に関する罪（第 265 条）	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	
納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪（第 267 条）	30 万円以下の罰金	
納税管理人に係る不申告に関する過料（第 268 条）	10 万円以下の過料（要条例化）	○
虚偽の申告等に関する罪（第 272 条）	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	
不申告等に関する過料（第 273 条）	10 万円以下の過料（要条例化）	○
過少申告加算金及び不申告加算金（第 278 条）		
重加算金（第 279 条）		
脱税等に関する罪（第 281 条）	5 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金又は併科等	
滞納処分に関する罪（第 286 条）	3 年以下の懲役若しくは 250 万円以下の罰金又は併科等	
滞納処分に関する検査拒否等の罪（第 287 条）	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	
滞納処分に関する虚偽の陳述の罪（第 288 条）	6 箇月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	

※「○」は条例における規定が必要な規定。

○ 法定外税における税条例の罰則等の規定の例

条例	自治体	条項	規定内容
狭小住戸集合住宅税条例	東京都豊島区	納税義務者の不申告に関する過料	3 万円以下の過料
歴史と文化の環境税条例	福岡県太宰府市	特別徴収義務者の帳簿の記録の義務違反等に関する過料	3 万円以下の過料
宿泊税条例	福岡県福岡市	帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

○ 地方自治法（抜粋）

条項	規定内容
第 14 条第 3 項	普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

- また、案Aは、水道事業を参考とした賦課徴収も想定できることから、水道供給事業に係る罰則規定についても留意する必要がある。
 < 県内市町村における水道供給事業に係る条例の罰則規定（抜粋） >

項目	甲府市 水道事業 給水条例	富士吉田市 給水条例	北杜市 水道事業 給水条例	富士 河口湖町 給水条例
給水装置工事の申込の承認を受けないで給水装置工事をした者	○ 5万円以下の過料	○ 5万円以下の過料	○ 5万円以下の過料	○ 5万円以下の過料
正当な理由がなくて水道メーターの設置、水道料金算定のための水道メーターの検針、給水装置の検査、給水の停止を拒み又は妨げた者	○ 5万円以下の過料	○ 5万円以下の過料	○ 5万円以下の過料	○ 5万円以下の過料
給水装置の管理義務を著しく怠った者	○ 5万円以下の過料	○ 5万円以下の過料	○ 5万円以下の過料	○ 5万円以下の過料
水道料金、水道加入料又は手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者	○ 5万円以下の過料	○ 5万円以下の過料	○ 5万円以下の過料	○ 5万円以下の過料
詐欺その他不正の行為によって水道料金、水道加入料又は手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。	○	○	○	○
みだりに配水管から給水の設備を設けて給水する行為をなした者	—	○ 10万円以下の罰金	—	—

- また、案Bは、申告納付を想定していることから、移出時課税である酒税法の記帳義務に係る罰則規定等についても留意する必要がある。

<酒税法における罰則規定>

法令等	項目	罰則内容
酒税法	・記帳義務違反犯（法 58①九）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

<酒税法における酒類の製造者の記帳義務に関する規定>

法令等	項目
酒税法	46 ・酒類製造者、酒母もしくはもろみの製造者、酒類の販売業者又は特例輸入業者は、政令で定めるところにより、製造、貯蔵、販売（販売の代理又は媒介を含む。以下同じ。）又は保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に記載しなければならない。
酒税法 施行令	52①一 ・製造場に受け入れた原料の区分及び種別ごとに、その数量、価格、受入れの年月日及び引渡人に関する事項
	52①二 ・製造場に受け入れた酒類等の区分及び種別ごとに、その数量、価格、受入れの年月日並びに引渡人及び引渡先に関する事項
	52①三 ・使用した原料の区分及び種別ごとに、その数量及び使用の年月日
	52①四 ・使用した原料用の酒類等の区分及び種別ごとに、その数量及び使用の年月日
	52①五 ・製造した酒類等の区分及び種別ごとに、その数量及び製造の年月日
	52①六 ・移出をした酒類等の区分及び種別ごとに、その数量、価格、移出の年月日、受取人及び移出先に関する事項
酒税法 施行規則	14①一 ・酒類等の製造過程に関する事項
	14①二 ・酒類等の製造の際生じた副産物の受入れ又は払出しに関する事項
	14①三 ・製造場において、酒類等の容器を取り替えたときは、その取替えに関する事項
	14①四 ・酒類に水その他の物品（酒類を含む）を混和したとき（新たな酒類の製造となるときを除く）は、その混和に関する事項
	14①五 ・酒類を販売するために容器に詰めるとき又は詰め替えたときは、これらに関する事項
	14①六 ・酒類等を処分したときは、これに関する事項
	14①七 ・食品衛生法、医療品医療器具等法、食品表示法又は国税通則法の規定により、酒類等を収去又は採取されたときは、これらに関する事項